

# 兵庫県公報

平成25年11月8日 金曜日 第2542号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	3
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	3
○ 保安林の指定の解除予定（同）	3
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 道路の位置指定（建築指導課）	5
<b>公 告</b>	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	5
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	6
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第74号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	6
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	6
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の届出	10
<b>内水面漁場管理委員会公告</b>	
○ 平成25年度増殖基準数量	10

## 告 示

### 兵庫県告示第1275号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成25年11月8日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 青木土地改良区

退任役員

役員の区分  
理事

氏 名  
藤多三郎

住 所  
宍粟市山崎町青木141番地6



### 兵庫県告示第1276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年11月8日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 吉島土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

同

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

同

氏 名	住 所
石 田 忠 作	たつの市新宮町吉島111番地 6
小 林 隆 司	同 市新宮町吉島228番地 1
井 戸 國 夫	同 市新宮町下野334番地
八 木 利 一	同 市新宮町下野151番地
長 谷 渉	同 市新宮町宮内338番地 1
前 田 和 男	同 市新宮町宮内398番地 3
八 木 泰 輝	同 市新宮町新宮547番地 6
前 田 良 男	同 市新宮町新宮584番地
武 内 武 三	同 市新宮町井野原224番地 1
松 下 春 雄	同 市新宮町井野原493番地
三 阪 浩 司	同 市新宮町仙正164番地 2
碓 井 正 義	同 市新宮町仙正131番地10
藤 井 昭 雄	同 市新宮町中野庄203番地 2
長谷川 正 男	同 市新宮町中野庄136番地
衣 笠 正 秋	同 市新宮町下野田407番地 1
瀬 良 義 和	同 市新宮町下野田39番地
清 水 一 敏	同 市新宮町井野原469番地
長谷川 可 清	同 市新宮町吉島760番地 1
八 木 哲 夫	同 市新宮町新宮472番地 2
嶋 澤 輝 幸	同 市新宮町下野田195番地 5

氏 名	住 所
石 田 忠 作	たつの市新宮町吉島111番地 6
井 口 幹 雄	同 市新宮町吉島565番地
堀 俊 一	同 市新宮町下野117番地 1
八 木 利 一	同 市新宮町下野151番地
長 谷 渉	同 市新宮町宮内338番地 1
前 田 和 男	同 市新宮町宮内398番地 3
八 木 泰 輝	同 市新宮町新宮547番地 6
前 田 良 男	同 市新宮町新宮584番地
武 内 武 三	同 市新宮町井野原224番地 1
松 下 春 雄	同 市新宮町井野原493番地
三 阪 浩 司	同 市新宮町仙正164番地 2
碓 井 正 義	同 市新宮町仙正131番地10
藤 井 昭 雄	同 市新宮町中野庄203番地 2
長谷川 正 男	同 市新宮町中野庄136番地
衣 笠 正 秋	同 市新宮町下野田407番地 1
瀬 良 義 和	同 市新宮町下野田39番地
清 水 一 敏	同 市新宮町井野原469番地
長谷川 可 清	同 市新宮町吉島760番地 1
八 木 哲 夫	同 市新宮町新宮472番地 2
嶋 澤 輝 幸	同 市新宮町下野田195番地 5



兵庫県告示第1277号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年11月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
吉島土地改良区	平成25年10月20日



**兵庫県告示第1278号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の退任の届出があった。

平成25年11月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**原土地改良区**

氏 名	住 所
桑 田 正 人	たつの市揖保川町原424番地
徳 田 幸一郎	同 市揖保川町原309番地
安 井 豊	同 市揖保川町原20番地1
八 瀬 立 久	同 市揖保川町原427番地



**兵庫県告示第1279号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年11月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
豊岡市竹野町須野谷寺谷口59、60、字寺谷476から479まで、480の2、480の3
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1280号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成25年11月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所  
神崎郡神河町岩屋字馬淵657の24
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

~~~~~  
**兵庫県告示第1281号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成25年11月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区中大谷字曾羅山777の8（次の図に示す部分に限る。）、777、777の4、777の9から777の12まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~  
**兵庫県告示第1282号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成25年11月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区味取字島井南平43、44、44の1、48の3から48の5まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~  
**兵庫県告示第1283号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成25年11月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町小代区城山字谷山632の21（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1284号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年11月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（基準点測量、現地測量（数値地形図作成）及び路線測量）

2 作業期間

平成25年10月30日から平成26年1月25日まで

3 作業地域

姫路市安富町安志地内



兵庫県告示第1285号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成25年11月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                            | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|--------------------------------|---------------|---------------|
| 第H25西播位置<br>0006号 | 25.10.22         | 宍粟市山崎町千本屋字垣内455番1、456番の<br>各一部 | 5.00<br>6.78  | 33.18         |

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年11月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市揖保川町山津屋字早瀬129番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

たつの市揖保川町山津屋129番地3

医療法人社団石原歯科医院 理事長 石 原 昇

3 許可年月日及び許可番号

平成25年 9月13日

兵庫県指令西播（光土）（建）第1-21号（25たつの）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第89号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定を取消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年11月 8 日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

表尼崎市の項中

|         |              |
|---------|--------------|
| 開明地域学習館 | 尼崎市開明町3丁目22  |
| 竹谷地域学習館 | 尼崎市宮内町3丁目141 |

を

|         |             |
|---------|-------------|
| 開明地域学習館 | 尼崎市開明町3丁目22 |
|---------|-------------|

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第90号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定を取消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第74号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年11月 8 日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

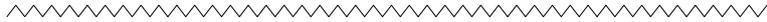
表尼崎市の項中

|         |              |
|---------|--------------|
| 開明地域学習館 | 尼崎市開明町3丁目22  |
| 竹谷地域学習館 | 尼崎市宮内町3丁目141 |

を

|         |             |
|---------|-------------|
| 開明地域学習館 | 尼崎市開明町3丁目22 |
|---------|-------------|

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成25年11月 8 日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

## 1 政治団体の設立の届出

## (1) 政党の支部

## ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 名称              | 代表者氏名   | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地            |
|-----------------|---------|---------|-----------------------|
| 自由民主党兵庫県伊丹市第二支部 | 川井田 清 信 | 八 木 茂 樹 | 伊丹市千僧6丁目9番地 タカラビル301号 |

## (2) その他の政治団体

## ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 名称                  | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地                     |
|---------------------|-------|---------|--------------------------------|
| 赤松照美後援会             | 赤松 強  | 田村 秀子   | 南あわじ市八木養宜中167                  |
| 池田よしひろ後援会           | 池田 宜広 | 池田 香織   | 美方郡新温泉町清富2                     |
| 岩本修作後援会             | 岩本 修作 | 織戸 幸生   | 美方郡新温泉町二日市303-6                |
| 上田幸広後援会             | 上田 幸広 | 上田 典子   | 朝来市生野町口銀谷402                   |
| 河崎一後援会              | 河崎 一  | 河崎 富也   | 多可郡多可町八千代区門田15                 |
| 川島昭男後援会             | 川島 昭男 | 川島 昭男   | 豊岡市小田井町11-11                   |
| がんばろうたつの会           | 吉岡 幸男 | 中山 剛    | たつの市龍野町片山337-1                 |
| 木場とおるをそだてる会         | 木場 徹  | 濱田 静一   | 南あわじ市阿那賀1523                   |
| 元気な北区を創る会           | 鈴木 実  | 小幡 兼志   | 神戸市長田区上池田4丁目4-11               |
| 小出のぶあつ後援会           | 大西 功  | 枚田 千秋   | 朝来市和田山町和田山195-2                |
| 神戸の未来を考える会          | 岸本 善英 | 岸本 敦子   | 神戸市垂水区塩屋北町3丁目3-6               |
| さが山博後援会             | 一宮 英樹 | 長崎 穰    | 朝来市岩津1280番地2                   |
| 政経振興会               | 野元 猛  | 松崎 克彦   | 明石市松の内2丁目2番地 ホテルキャッスル<br>プラザ内  |
| 竹中さとるを育てる会          | 竹中 理  | 田中 光夫   | 豊岡市日高町野々庄210                   |
| 団ひでき後援会             | 団 秀樹  | 草野 匡史   | 神戸市東灘区御影本町4-8-10               |
| とくなが耕造後援会           | 徳永 雅信 | 徳永 佳裕   | たつの市揖保町門前369の1                 |
| 中野ちかこ後援会            | 中野 政子 | 高橋 弘    | 洲本市下加茂2-4-2                    |
| 西垣よしゆき後援会           | 西垣 正之 | 西垣 善之   | 豊岡市城南町17-28                    |
| 西村敏弘後援会             | 新古 雅紀 | 西村 典子   | 美方郡新温泉町栃谷537番地                 |
| 西本英輔と共に市民の声を市政に届ける会 | 西本 英輔 | 西本 啓子   | 朝来市山東町喜多垣368番地2                |
| 前野ふみたか後援会           | 森田 一成 | 朝倉 裕登   | 豊岡市日高町国分寺204-1 グリーンハイツ<br>102号 |
| 三谷克巳後援会             | 山内 正幸 | 久後 俊幸   | 神崎郡神河町南小田650                   |
| 森下恒夫後援会             | 森田 浩市 | 竹森 寛    | 朝来市和田山町岡300                    |
| 山田哲也後援会             | 原 亀男  | 吉田 勝    | 高砂市金ヶ田町5-23                    |

## 2 届出事項の異動の届出

## (1) 政党の支部

| 名称              | 異動事項       | 異動内容 |                  |
|-----------------|------------|------|------------------|
| 自由民主党兵庫県第七選挙区支部 | 会計責任者      | 新    | 野田 哲 範           |
|                 |            | 旧    | 貝 畑 博 正          |
| 民主党兵庫県総支部連合会    | 会計責任者      | 新    | 大塚 崇 弘           |
|                 |            | 旧    | 藤 井 訓 博          |
| 民主党兵庫県第10区総支部   | 主たる事務所の所在地 | 新    | 加古川市加古川町溝之口340—5 |
|                 |            | 旧    | 加古川市加古川町寺家町111番地 |

## (2) その他の政治団体

| 名称                  | 異動事項       | 異動内容 |                                             |
|---------------------|------------|------|---------------------------------------------|
| 井上正治後援会             | 代 表 者      | 新    | 小田根 厚 芳                                     |
|                     |            | 旧    | 下 坂 數 眞                                     |
|                     | 会計責任者      | 新    | 田 中 真 人                                     |
|                     |            | 旧    | 田 中 芳 郎                                     |
| 近畿税理士政治連盟兵庫県第3支部連合会 | 主たる事務所の所在地 | 新    | 尼崎市西難波町6丁目3番5号 山陰雅史税理士事務所内                  |
|                     |            | 旧    | 西宮市戸田町4番26号 浦濱会計事務所内                        |
|                     | 代 表 者      | 新    | 山 陰 雅 史                                     |
|                     |            | 旧    | 浦 濱 勇                                       |
|                     | 会計責任者      | 新    | 若 原 昭                                       |
|                     |            | 旧    | 阪 上 恭 一                                     |
| 賢 政 会               | 会計責任者      | 新    | 野田 哲 範                                      |
|                     |            | 旧    | 貝 畑 博 正                                     |
| 市民と岡本はるきの会          | 主たる事務所の所在地 | 新    | 南あわじ市倭文長田1—8 2F                             |
|                     |            | 旧    | 南あわじ市福良甲1186—1                              |
|                     | 代 表 者      | 新    | 岡 本 治 樹                                     |
|                     |            | 旧    | 山 形 収 司                                     |
|                     | 会計責任者      | 新    | 川 村 守                                       |
|                     |            | 旧    | 片 山 尚 司                                     |
| 白髪みどり後援会            | 政治団体の区分    | 新    | 国会議員関係政治団体以外の政治団体                           |
|                     |            | 旧    | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体<br>(公職の種類) 衆議院議員 |

|               |            |   |                     |
|---------------|------------|---|---------------------|
| 能見勇八郎後援会      | 代表者        | 新 | 山田定信                |
|               |            | 旧 | 足立克行                |
| 兵庫県議会自由民主党議員団 | 代表者        | 新 | 石川憲幸                |
|               |            | 旧 | 栗原一                 |
| 兵庫県社会福祉政治連盟   | 代表者        | 新 | 黒石誠                 |
|               |            | 旧 | 花房幸一                |
|               | 会計責任者      | 新 | 松山孝博                |
|               |            | 旧 | 黒石誠                 |
| 兵庫県酪農政治連盟     | 主たる事務所の所在地 | 新 | 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号  |
|               |            | 旧 | 神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 |
|               | 代表者        | 新 | 丸尾建城                |
|               |            | 旧 | 倉橋準典                |
|               | 会計責任者      | 新 | 市川和彦                |
|               |            | 旧 | 荒木歩                 |
| 森下恒夫後援会       | 主たる事務所の所在地 | 新 | 朝来市和田山町宮田590        |
|               |            | 旧 | 朝来市和田山町岡300         |
| 山口くにまさ後援会     | 代表者        | 新 | 山口邦政                |
|               |            | 旧 | 山口嘉郎                |
| やまだ賢司後援会      | 会計責任者      | 新 | 野田哲範                |
|               |            | 旧 | 貝畑博正                |

## 3 解散の届出のあった政治団体

## (1) 政党の支部

| 名称               | 代表者氏名 | 解散年月日      |
|------------------|-------|------------|
| 自由民主党兵庫県第十二選挙区支部 | 原吉三   | 平成25年8月26日 |

## (2) その他の政治団体

| 名称       | 代表者氏名 | 解散年月日       |
|----------|-------|-------------|
| 河南博後援会   | 河南博   | 平成24年5月1日   |
| 白髪みどり後援会 | 利根敬通  | 平成24年12月31日 |
| 川崎洋光後援会  | 古屋忠治  | 平成25年5月31日  |
| 高嶋利憲後援会  | 秋田裕三  | 平成25年8月23日  |
| 西村敏弘後援会  | 山本勇   | 平成25年9月20日  |
| 蓮池洋美後援会  | 香川恵司  | 平成25年9月30日  |
| 万里子の会    | 鉄山哲也  | 平成25年9月8日   |
| 吉識定和後援会  | 吉識治   | 平成25年8月31日  |

兵庫県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成25年11月 8 日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称  | 主たる事務所の所在地           | 代表者の氏名  | 指定年月日          |
|------------------|---------|------------|----------------------|---------|----------------|
| 上 田 幸 広          | 朝来市議会議員 | 上田幸広後援会    | 朝来市生野町口銀谷402         | 上 田 幸 広 | 平成25年<br>9月15日 |
| 竹 中 理            | 豊岡市議会議員 | 竹中さとるを育てる会 | 豊岡市日高町野々庄210         | 竹 中 理   | 平成25年<br>9月4日  |
| 団 秀 樹            | 神戸市議会議員 | 団ひでき後援会    | 神戸市東灘区御影本町4-8<br>-10 | 団 秀 樹   | 平成25年<br>9月23日 |

内水面漁場管理委員会公告

兵内漁委指示第65号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成25年9月1日以降における第5種共同漁業の漁業権者が実施すべき増殖の基準数量を、平成25年9月1日に次のとおり指示した。

平成25年11月 8 日

兵庫県内水面漁場管理委員会  
会長 秋 武 宏

1 増殖の基準数量

平成25年9月1日以降 増殖基準数量

| 免許番号 | 河川名 | 種 苗 放 流 |       |        |         |         |                  |        |               |        |        |          |        |          |         |
|------|-----|---------|-------|--------|---------|---------|------------------|--------|---------------|--------|--------|----------|--------|----------|---------|
|      |     | あゆ(kg)  | こい(尾) | ふな(尾)  | うなぎ(kg) | にじます(尾) | あまご(尾)           | やまめ(尾) | さくらます(尾)      | いわな(尾) | まはぜ(尾) | わかさぎ(万粒) | もろこ(尾) | もくずがに(尾) | すっぽん(尾) |
| 1    | 猪名川 | 120     |       | 4,000  | 10      | 5,000   | 1,000            |        |               |        |        | 200      |        | 500      | 200     |
| 2    | 武庫川 | 50      |       | 1,000  | 10      | 1,000   |                  |        |               |        |        |          |        |          |         |
| 3    | 羽束川 | 50      |       |        | 10      | 1,000   | 1,000            |        | 1,000         |        |        |          |        |          |         |
| 4    | 加古川 | 1,000   |       | 10,000 | 200     | 3,000   | 5,500            |        |               |        |        | 300      | 1,000  | 7,500    |         |
| 5    | 市川  | 600     |       | 8,000  | 15      | 1,000   | 38,000           |        |               |        |        |          |        |          |         |
| 6    | 夢前川 | 250     |       |        |         |         |                  |        |               |        |        |          |        |          |         |
| 7    | 揖保川 | 2,400   |       | 3,000  | 50      | 2,500   | 10,000           |        | 1,000         |        | 300    |          | 1,000  | 200      |         |
| 8    | 千種川 | 2,000   |       | 2,000  | 20      |         | 5,000            |        |               |        | 100    |          | 1,000  |          |         |
| 9    | 竹田川 | 30      |       | 1,000  |         |         |                  |        |               |        |        |          |        |          |         |
| 10   | 円山川 | 2,000   |       | 9,000  | 20      | 3,000   | やまめに含む<br>10,000 | やまめに含む |               | 5,000  |        |          | 1,000  |          |         |
| 11   | 竹野川 | 90      |       | 1,000  | 10      | 1,000   | やまめに含む<br>1,000  |        |               |        |        |          | 1,000  |          |         |
| 12   | 矢田川 | 700     |       | 1,000  | 10      | 1,000   |                  | 1,200  | やまめに含む<br>800 |        |        |          | 1,000  |          |         |
| 13   | 岸田川 | 300     |       | 1,000  | 10      |         |                  | 3,000  | やまめに含む<br>800 |        |        |          | 1,000  |          |         |
|      | 計   | 9,590   |       | 41,000 | 365     | 18,500  | 60,500           | 15,200 |               | 3,600  | 5,000  | 900      | 1,000  | 14,000   | 400     |

| 免許<br>番号 | 河川名 | 産卵場造成        |             |               |              |              |               |             |
|----------|-----|--------------|-------------|---------------|--------------|--------------|---------------|-------------|
|          |     | おいかわ<br>(箇所) | うぐい<br>(箇所) | よしのぼり<br>(箇所) | ぬまえび<br>(箇所) | すじえび<br>(箇所) | てながえび<br>(箇所) | ひがい<br>(箇所) |
| 1        | 猪名川 | 1            |             |               |              |              |               |             |
| 2        | 武庫川 |              |             |               |              |              |               |             |
| 3        | 羽束川 |              |             |               |              |              |               |             |
| 4        | 加古川 | 5            | 3           |               |              |              |               |             |
| 5        | 市 川 |              |             |               |              |              |               |             |
| 6        | 夢前川 |              |             |               |              |              |               |             |
| 7        | 揖保川 | 2            | 1           | 1             | 1            | 1            | 1             |             |
| 8        | 千種川 | 3            | 2           |               | 1            | 1            | 1             |             |
| 9        | 竹田川 |              |             |               |              |              |               |             |
| 10       | 円山川 | 3            | 3           |               | 1            |              | 1             | 1           |
| 11       | 竹野川 | 1            | 1           |               |              |              |               |             |
| 12       | 矢田川 |              |             |               |              |              |               |             |
| 13       | 岸田川 | 1            | 1           |               |              |              |               |             |
|          | 計   | 16           | 11          | 1             | 3            | 2            | 3             | 1           |

2 この指示の日以降において、漁場環境の変化等により、増殖基準数量の達成が困難となった場合は、あらかじめその理由を付して委員会に届け出なければならない。